

第3 平成31年度道立高等学校推薦入学者選抜実施要項

(平成30年10月2日教育長決定)

この要項は、平成31年度の道立高等学校（連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校及び北海道有朋高等学校を除く。）の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 対 象 学 科

(1) 全日制の課程の普通教育を主とする学科

ア 北海道札幌国際情報高等学校の普通科において実施する。

出願できる者の範囲は、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。）の別表に定める石狩学区に保護者の住所の存する者及び帰国子女等に限るものとする。

なお、「帰国子女等」とは、帰国子女（日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。）及びこれに準ずる者と高等学校長が認める者をいう。

イ 単位制による普通科において実施する。

出願できる者の範囲は、通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区に保護者の住所が存する者

ウ その他の普通科において実施することができる。

出願できる者の範囲は、通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区に保護者の住所が存する者

(2) 全日制の課程のその他の学科

ア 専門教育を主とする学科において実施する。

イ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科において実施する。

【留意事項】

平成31年4月1日現在、道立高等学校の全日制の課程において設置される学科は次のとおりとなる予定である。

1 普通教育を主とする学科

普通科

2 専門教育を主とする学科

農業に関する学科

農業、農業科学、園芸、園芸科学、園芸デザイン、畜産科学、酪農科学、酪農経営、食品科学、農業土木工学、環境造園、森林科学、生活科学、生産科学、農業・生活、生産環境科学及び地域資源応用の各学科

工業に関する学科

機械、機械電気システム、電子機械、自動車、電気、電気システム、電気・建築、情報技術、建築、建築システム、土木、建設、建設システム、環境土木、工業化学、環境化学及び理数工学の各学科

商業に関する学科

商業、総合ビジネス、グローバルビジネス、流通経済、流通ビジネス、流通マネジメント、国際経済、国際流通、国際ビジネス、会計、会計ビジネス、情報処理、情報ビジネス、事務情報及び情報会計マネジメントの各学科

- 水産に関する学科
 - 海洋漁業、海洋技術、水産食品、品質管理流通、栽培漁業、
 - 機関工学、情報通信及び海洋資源の各学科
 - 家庭に関する学科
 - 家政、生活文化及び生活デザインの各学科
 - 看護に関する学科
 - 衛生看護科
 - 福祉に関する学科
 - 福祉科
 - 理科・数学に関する学科
 - 理数科
 - 体育に関する学科
 - 体育科
 - 外国語に関する学科
 - 国際文化及び国際教養の各学科
- 3 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科
総合学科

2 推薦による入学者の範囲

- (1) 農業に関する学科及び水産に関する学科においては、募集人員の範囲内の数とする。
- (2) 普通科においては、募集人員の20%程度の数とする。ただし、募集人員が120名以下の場合は、募集人員の30%程度の数とする。
- (3) その他の学科においては、募集人員の50%程度の数とする。

3 出 願 資 格

推薦入学を希望する者は、次の各号に該当し、かつ、在籍する中学校長又は義務教育学校長（以下「中学校長」という。）の推薦を得て出願することができる。

- (1) 平成31年3月末日までに道内の中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 出願する動機及び理由が明確である者
- (3) 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

【留意事項】

- 1 道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 2 中学校長は、校内に推薦入学事務を取り扱う「推薦委員会」を設けるなどして事務の適正を図ること。
- 3 平成31年3月末日までに、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者が、北海道札幌国際情報高等学校に出願する場合にあっては、在籍する当該施設長の推薦を得て出願することができる。

4 出 願 の 受 付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
平成31年1月18日（金）～平成31年1月23日（水） （日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～16：30 （23日は12：00までとする。）

【留意事項】

入学願書等の配布については、出願先の高等学校において、平成30年12月7日（金）から行うこと。

5 出 願 の 手 続

(1) 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科又は水産に関する学科への出願にあつては、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科を第2志望とすることができる。

なお、「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」により出願することはできない。

【留意事項】

この要項において、大学科とは次の学科を指す。

普通科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理科・数学に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科

(2) 出願書類の交付

高等学校長は、中学校長から、出願書類の請求があつたときは、次の書類を交付するものとする。

ア 入学願書

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式）

【留意事項】

入学願書用紙、写真台紙・受検票用紙は、学校教育局高校教育課において作成する。

自己アピール文用紙、入学確約書用紙等は高等学校において作成するものとし、推薦入学出願者一覧表用紙等は中学校において作成する。

また、個人調査書用紙、推薦書用紙は高等学校において配布するものとし、中学校において作成する。

なお、入学願書と写真台紙・受検票は切り離さないこと。

イ 写真台紙（一般要項の別記様式1による。）

ウ 個人調査書（一般要項の別記様式3による。）

【留意事項】

個人調査書の記載については、一般要項の別記様式3の「備考 個人調査書の記入について」（33ページ）によること。

推薦要項

- エ 推薦書（別記様式1）
- オ 自己アピール文（別記様式2）
高等学校長が提出を求める場合に限る。
- カ 農業自営予定者説明書（別記様式3）
農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者の出願に限る。
- キ 漁業自営予定者説明書（別記様式4）
水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者の出願に限る。

(3) 出願書類の提出及び受付

- ア 入学願書の提出
出願者は、入学検定料として、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。
- イ 中学校長の手続
中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。
 - (ア) 入学願書

【留意事項】

入学願書の記載方法

- 1 「※受検番号」の欄の左余白に(推)と朱書すること。
- 2 「出願学科」の欄には、志望する学科名を記入すること。ただし、第2志望を希望しない場合は、「第2志望」の欄に斜線を引くこと。

- (イ) 写真台紙
- (ウ) 受検票
- (エ) 推薦書
- (オ) 自己アピール文（出願先高等学校長が提出を求めた場合に限り提出すること。）
- (カ) 推薦入学出願者一覧表（一般要項の別記様式2による。）
- (キ) 健康診断書（体育科の出願者のみ提出すること。）
- (ク) 農業自営予定者説明書（農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者に限り提出すること。）
- (ケ) 漁業自営予定者説明書（水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者に限り提出すること。）

【留意事項】

(ア)～(ケ)の書類は、出願時に一括して提出すること。

- (コ) 個人調査書（平成31年2月5日（火）正午までに提出すること。）
- ウ 高等学校長の手続
 - (ア) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（一般要項の別記様式5による。）を当該中学校長に交付すること。
 - (イ) 高等学校長は、平成31年1月28日（月）までに受検票を当該中学校長を經由して出願者に交付すること。

【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。

(ウ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（一般要項の別記様式6による。）に記入すること。

6 出 願 状 況 の 発 表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	1月25日（金）	10：00	各 高 等 学 校
全 道（発表）			高 校 教 育 課

【留意事項】

出願状況の発表は、出願状況（一般要項の別記様式18）によること。

7 出 願 変 更

推薦入学においては、出願変更は認めない。

8 面 接 等

面接等は、平成31年2月12日（火）に行うこと。

(1) 面接等の会場

面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

(2) 面接

面接は、高等学校長の定めるところにより実施する。

なお、高等学校長は、面接の時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

(3) 英語の聞き取りテスト等

高等学校長は、学科ごとに出願者の全員について、英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文から一又は複数を行うことができる。

なお、高等学校長は、英語の聞き取りテスト等を行う場合は、その時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

【留意事項】

- 1 面接日の登校時間は、あらかじめ中学校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
- 2 特別の事情により所定の日時に面接を受けることができない者は、中学校長を経由して出願先の高等学校長にその旨を申し出て、面接の期日の延期を願い出ることができる。
- 3 高等学校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。

9 選 抜 の 方 法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

- (1) 中学校長から提出された個人調査書、推薦書等
- (2) 面接の結果
- (3) 英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文から一又は複数を実施した場合は、その結果
- (4) 自己アピール文を提出させた場合は、その内容

10 合格内定者の通知及び入学の確約

- (1) 高等学校長は、合格内定者に、平成31年2月19日（火）までに中学校長を経由して合格内定通知書（別記様式5）を交付するとともに、推薦入学出願者一覧表等を用いて、中学校長に対し、当該中学校からの出願者についての合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

【留意事項】

上記書類を中学校長に郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。

- (2) 中学校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書（別記様式6）を提出させ、その入学確約書を平成31年2月20日（水）から2月22日（金）正午までの間に出願先高等学校長に送付すること。

【留意事項】

中学校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を平成31年2月22日（金）正午までに電話で高等学校長に報告すること。

11 合格内定者数の発表

合格内定者数の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	2月19日（火）	10：00	各 高 等 学 校
全 道（発表）			高 校 教 育 課

【留意事項】

合格内定者数の発表は、別記様式8の「内定者数」の欄までとする。

12 再 出 願

- (1) 合格内定とならなかった者については、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項の「4 出願できる学科」により、再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

(2) 再出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
平成31年2月20日（水）～平成31年2月22日（金）	9：00～16：30 (22日は12：00までとする。)

(3) 出願者の手続

再出願しようとする者は、再出願願（別記様式9）を中学校長を経由して、当初出願した高等学校長に提出すること。

(4) 高等学校長の手続

ア 再出願承認書

推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、中学校長から再出願願の提出があった場合、出願者に対し、再出願承認書（別記様式10）を交付すること。

イ 再出願通知書及び出願書類

推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、再出願先の高等学校長に対し、平成31年2月26日（火）までに再出願通知書（別記様式11）、再出願願の写し及びその出願者の出願書類（推薦書、自己アピール文、健康診断書、農業自営予定者説明書及び漁業自営予定者説明書を除く。）を送付すること。

なお、推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、速やかに再出願先の高等学校長に対し、再出願の状況を電話等により連絡すること。

ウ 受検票

再出願先の高等学校長は、新たに受検票を作成し、平成31年2月26日（火）までに出願者に交付すること。

【留意事項】

- 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（昭和57年2月25日付け教財第3019号教育長通知）（153ページ）及び「北海道有朋高等学校単位制課程推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（平成6年11月11日付け教財第3087号教育長通知）（154ページ）を参照すること。
- 再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「8 出願変更」の留意事項に定める手続に準ずること。

(5) 再出願後の出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	2月27日（水）	11：00	各 高 等 学 校
全 道（発表）			高 校 教 育 課

【留意事項】

再出願後の出願状況の発表は、一般要項の別記様式18の2の「学科」、「募集人員(A)」の欄及び「推薦入学確約書提出者数(G)」から「倍率 $\frac{(J)}{(I)}$ 」までの欄とする。

推薦要項

13 合格発表

高等学校長は、平成31年3月18日（月）午前10時に合格者の受検番号を発表（掲示）するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

- 1 高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての合格者の受検番号及び氏名を通知すること。
なお、郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。
- 2 高等学校長は、合格者の受検番号について、合格発表後速やかに当該高等学校のウェブページに掲載すること。

14 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 高校教育課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施	11月8日（木）	この日まで	文書	11月16日（金）まで	C.S.	推薦要項の別記様式7、7の2
2	出願状況	1月24日（木）	10:00まで	電話又はファクス	13:00まで	同上	一般要項の別記様式18
3	推薦入学面接等欠席・延期者の状況	2月12日（火）	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
4	推薦入学合格内定者数	2月18日（月）	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
5	入学確約書を提出しなかった者の数	2月25日（月）	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

※ C.S. は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

15 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
- (3) この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における、推薦入学の出願先の高等学校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付